8-4 酒 類 免 許

(1) 酒類製造免許場数等

	X		分	,		前			末	本	年						式験の		年	度	末	本	年	度	末		年	度末	
	<u> </u>		73			免	許	場	数	免	許	場		た	めの	免記	午場数	製	造	場	数	製	造	者	数	蔵	置	場 数 場	X
									場				場				場				場				者				3
平	成	11	年		度			55				55					31			38				52	29			281	
		12						55				56	31				41			37				53				279	
		13						56	1			55	57				49			37				53	30			276	
		14						55				54					53			36				52				284	
		15						54	9			55	53				52			34	19			52	29			273	
清					酒			30	7			29)4				6			29	90			28	88			48	
清合	成		清		酒				2				2				1				-				2			18	
		ſ			類				2				2				1				1				2			21	
しち	ょうゅう	{	甲 乙		類				6			7	78				3				4			7	' 5			26	
၂၁	ע עו	l		計					8				30				4				5				7			47	
み		IJ			h			1	6			1	16				1				6			1	6			18	
みビ		_			ル			2	1			2	21				2			•	7			1	8			23	
			果	実	酒			2	5			2	25				8			•	3			2	23			-	
果	実 酒 類	₹	甘味	未果実	酒				8				8				1				2				7			-	
		l		計					3			3	33				9			•	5			3	30			21	
		ſ	ウィ	ィスキ	-				2				2				1				-				2			-	
ウィ	スキー類	$^{\prime}$	ブラ	ランデ	* -				4				4				2				-				3			-	
		Ĺ		計					6				6				3				-				5			26	
				_゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚					7				9				3				2				7			-	
スピ	リッツ類	1	原料用	用アルコ 	- ル				3				3				1				1				2			-	
١		Ĺ		計	**				0				12				4				3			_	9			24	
IJ	キュ	L ,			類				3				55				12			•	0				51			25	
			発		酒				7			1	18				2				1			1	7			-	
雑	酒	\langle	粉		酒				1				1				1				-				1			-	
			その	他の領	推酒				5				15				7				2				5			-	
	△	Ĺ	±⊥	計					3				34				10			0	3				33			23	
₽ :	合油粉丸	<u>`</u> z	計					54	9			55					52			34	19			52				273	
	酒類を	进	U I	こも	עט				-			34	19				17				-			33	5/			48	
																													- [

調査対象 酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた製造場調査時点 平成16年3月31日

- (注) 1 免許場数については、製造免許を受けている酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれ1場として掲げた。
 - 2 「本年度末製造場数」欄には、1製造場で2以上の種類又は品目の酒類を製造している場合には、同期間内に製造数量の最も多かった酒類の欄のみに1場として掲げた。
 - 3 「本年度末製造者数」欄には、本店の所在地において、その製造者が免許を受けている酒類の種類又は品目ごとに1人として掲げた。
 - 4 「各酒類を通じたもの」の行には1製造場で2以上の酒類又は品目の酒類の製造免許を受けている場合でも1場として掲げた。

(2) 酒母及びもろみの製造場数

X	分	製	造	場	数
					場
酒	日				12
もろ	み				40

調査時点

平成16年3月31日

- (注) 用語の説明
- 酒税法第8条(酒母等の製造免許)の規定により製造免許を受けた場数を掲げた。 1 酒母とは、 酵母で含糖物質を発酵させることができるもの 酵母を培養した もので含糖物質を発酵させることができるもの これにこうじを混和したものを
 - もので含糖物質を発酵させることができるもの これにこうじを混和したものをいう。
- 2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又 は蒸留する前のものをいう。

(3) 酒類販売免許場数等

(3) 沿無販元	:	ਚ						
				前年度末		度販売	場数	本年度末
免	許	X	分	販売場数		販 売 方 法 に 条件が付され ていないもの	計	販売業者数
				場	場	場	場	者
			←全 酒 類	410	50	361	411	290
			r 全 酒 類 ビ ー ル	27	4	100	104	61
販売方法に条	件が付さ	これて	洋酒	132	5	41	46	36
いないもの及	び卸売に	□限る〈	輸出入酒類	35	13	19	32	16
旨の条件が付る	されている	らもの	自製酒類	50	5	40	45	5
			その他の酒類	10	4	7	11	10
			合 計	664	81	568	649	418
			<i>[</i> 全	11,166	-	-	12,769	10,560
			酒 特殊のもの	337	-	-	321	80
			_{**} 期限刊	- 	-	-	2	-
			, ні	11,503	-	-	13,092	10,640
販売方法に小	売に限る	旨の	そ(一般のもの	64	-	-	46	37
7.4.7.5.7.5.7.5.7.5		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	クロー特殊のもの	325	-	-	311	226
条件が付され	れている	もの	他期限付	12	-	-	5	-
			の みりんだけのもの	618	-	-	204	55
			酒 薬用酒だけのもの ☆上	1,080	-	-	1,072	1,065
			類し 計 合 計	2,099	-	-	1,638	1,383
が草	^		業	13,602	-	-	14,730	12,023
媒 代	介 理		業	9	_	_	18	8
	는 보		未	-	-	-	-	-

調査時点 平成16年3月31日

- (注) 免許が2以上の種類にまたがっている場合は、本年度内における販売数量が最も多かった種別の行にのみ掲げた。
- 用語の説明 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、 営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

(4) 税務署別製造免許場数、販売免許場数

区分		2光計场:	製	2.光計场:	造				許			
	清酒	合成	しょう	ちゅう	みりん	ビール	果実	酒類	ウィス	キー類	スピリ	
署名		清酒	甲類	乙類			果実酒	甘味果実酒		ブランデー	スピリッツ	
鳥 取 米 子 倉 吉 鳥取県計	場 9 8 10 27	場 - - -	場 - - - -	場 1 3 7	場 - 1 - 1	場 - 3 1 4	場 1 - 2 3	場 - - 1 1	場 - - -	場 - - -	場 - - - -	
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	11 6 8 10 5 6 1 47		-	6 4 6 2 - 6 1 25	2 1 3	1 - 1 - - - 2	- 3 1 - 1 - 5	- - 1 1 - - - 2	-	- - - -	-	
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	2 4 5 5 10 13 11 4 8 1 8 2 74			1 - 1 1 2 7 2 - 3 1 3 1 22	1 - 4 1 - 6	1 1 1 1 1 - - - 2 2	- 2 - - 2 - 1 1 - 1 3 1 10	- - - 1 1 - - - 1 1 - 2	-	- - - - - - - 1 1	2 1 1 2 2 - 5	
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	1 2 1 10 13 7 2 3 5 4 3 5 16 5 2 3 82	1 1 1 2	1 1 1 2	- 1 1 3 2 1 1 2 1 2 - 1 1 2	2 - 2 - 1 1 1 - 6	1 - - 1 - - - 1 1 - 1	1 1 1 1 1 5	- - - - 1 1 1 1 - - 3	- - - - - - 1 1 1	- - - - - - 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
下宇山 徳防岩 長柳厚山 財部口 山府国 門井狭計	4 3 4 13 12 3 6 3 4 4 8 64		-	1 1 1 2 - 2 - 1 8		- 1 2 - - 1 1 - - - 4	- 1 - - - - - 1 2	- - - - - - - -	- - - - - - -	- 1 - - - - - - 1		
全管計(注)	294 「(1)河	2 插製告兌	2	<u>78</u> ≣ ₁ Љ7ゞ	16 「(3):	21	<u>25</u> 免許場数	8	<u>2</u> 別に示し	4	9	

(注) 「(1)酒類製造免許場数等」及び「(3)酒類販売免許場数等」を署別に示したものである。

	場		数				販	 売		許	区分
ッツ類		雑		酒	△ ≒	製造場数		売 業	小 身		
原料用アルコール	リキュール類	発泡酒	粉末酒	その他雑酒	合 計		販売業者数	販売場数	販売業者数	販売場数	署名
場 - - -	場 1 1 2 4	場 - - - -	場 - - - -	場 - 1 - 1	場 12 17 19 48	場 10 11 13 34	場 12 19 8 39	場 14 24 9 47	場 326 348 206 880	場 458 473 264 1,195	米 子 倉 吉
-	2 1 1 1 1 -	2 - 2 - - - - 4	- - - - -	2 - 1 3	26 12 23 15 6 13 2	14 7 14 11 5 7 1 59	8 9 8 7 6 3 1 42	13 13 11 12 7 3 3	355 297 297 193 115 154 106 1,517	447 340 368 209 131 175 121 1,791	出雲
-	1 1 1 3 6 2 - 2 - 6 1 23	1 1 - 1 2 - - 1 4 -	-	- 2 - 1 2 - - 1 1 7	8 11 8 6 19 35 18 1 5 13 6 30 6	3 4 5 5 12 19 11 1 4 8 2 13 3 90	3 5 18 3 7 9 5 - 7 4 2 8 2 73	18 3 10 9 23 1 7 5	326 386 166 163 497 191 497 108 243 175 112 227 163 3,254	402 532 188 171 592 235 552 127 278 180 122 252 172 3,803	東西寺島敷島山野岡田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
- - - - - - - 1 1 1 - - -	- - 1 2 - 4 - - 3 3 3	- - 1 1 1 - - - 1 1 1 1 4	- - - - - - - 1 1	1 2 3	2 3 1 11 18 16 5 4 15 5 7 5 34 20 3 3 152	2 1 10 14 9 2 3 9 5 5 5 5 7 7 5 3 9 9	2 23 12 13 12 8 35 6 8 2 4 4 22 4 159	38 19 8 2 4 7 26 6	190 211 304 361 403 230 211 303 512 247 148 114 180 272 202 98 3,986	304 256 392 455 471 262 260 367 626 259 160 135 261 359 275 112 4,954	広広 竹三尾福島島呉 原原道山
- - - 1 1 - - 1 3	2 1 1 1 1 - - 2 9	- - - - - - - - - - - 18	- - - - - - - - - - 1	- 1 - - - - - 1 1	7 8 7 16 15 4 10 3 4 4 12 90	5 3 6 15 12 4 6 3 4 4 9 71	25 16 14 6 4 13 7 4 6 7 3 105	16 17 6 16 14 8 4 6 7 6	380 266 198 195 304 167 267 178 128 170 133 2,386	511 311 277 238 380 222 336 214	下宇山 徳防岩 長柳厚山萩 光 県関部口 山府国 門井狭計